

令和元年度第4回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：令和元年8月19日（月）午後7時から午後8時45分まで

場 所：ハートピア京都4階 第4・第5会議室

出席委員：安保千秋、岡美智子、川北典子、土江田雅史、山本奈未（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【天川保育内容向上課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、令和元年度第4回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の天川と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいたします。

また、傍聴の皆様には御案内申し上げます。会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為が認められた場合は、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第5条に基づき、退場を命じることがありますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいたしますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、5名の委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、まず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『保育所に係る審査及び児童館に係る審査の配点バランス』、

2点目が『京都市聚楽保育所保護者意見書（抜粋）』、

3点目が『令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）』

となります。不足等はございませんでしょうか。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議は、20時30分までとなっておりますので、それを目途に議論してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、前回の選定部会で審議を持ち越しとなりました資料1の「保育所に係る審査及び児童館に係る審査の配点バランス」と、聚楽保育所保護者意見について、聚楽

保育所保護者の方の意見を踏まえ、募集要項（案）の審議を進めていきたいと思います。

まず、事務局から本日の進行及び傍聴者意見票の取扱いについて説明があるとのことですので、説明の方をお願いいたします。

【村上公営保育所業務推進課長】

第2回選定部会の選定部会委員と聚楽保育所保護者との意見交換におきまして、保護者の方から、保護者意見の意図が選定部会委員及び事務局に伝わり切らないと思ったときに、違うと言える機会を設けるよう要望がございました。

このため、事務局としては、第2回選定部会の意見交換会において保護者から重点的に説明されました応募申請資格及び施設長・保育士の要件以外を第3回選定部会で審議し、保護者意見に対する選定部会委員や事務局の解釈が保護者の思いと異なっている場合、傍聴者意見票に記載することにより、要望に対応することを考えておりました。

しかしながら、第3回選定部会終了後におきまして、提出していただいた意見票におきまして、保護者意見書の内容を確認したうえで審議すべきといった趣旨の要望がありましたので、今後の選定部会の進行におきましては、保護者の皆様からいただいた募集要項の変更案及びその変更理由を事務局が読み上げることで、解釈に違いが生じることがないように対応してまいりたいと考えております。

このため、今回から傍聴者意見票の取扱いにつきましては、第2回選定部会以前の取扱いのとおり、次回以降の会議の参考とさせていただきます。

合わせまして、事務局から再度お願いします。

傍聴席から、委員及び事務局に対する発言や行動につきまして控えていただきますようよろしくお願いいたします。

【安保部会長】

事務局から説明していただきました。委員におかれましては、保護者からの意見書及びその理由に関しては、十分読んでいただき、御留意いただいたうえでの意見でございましたが、今回からはさらに、意見について、事務局から読み上げていただけるということですので、その方法で進行を進めてまいりたいと思います。

それでは、資料1「保育所に係る審査及び児童館に係る審査の配点バランス」についてでございます。前回から持越しになっている点であり、川北委員から意見をいただいております。この点について、それぞれの委員は再考されてきたと思いますが、川北委員から御意見いかがでしょうか。

【川北委員】

児童館も保育所も児童福祉法の中の児童福祉施設の一つであり、同じ観点で評価すべきと考えましたので、保育所が150点満点で、児童館が100点満点という配点の違いが気にかかっておりました。配点の変更できないのであれば、児童館についても、例えば子育て支援施設にもなっており、もちろん学童保育もされており、そもそ

も児童館は地域の子どもたちの遊び場ですので、そういった観点も含めて、移管先が児童館についての役割を十分に理解されているか、どういう形で運営していきたいかといった内容を明確にしてもらいたいと思います。保育所を運営するが、児童館も非常に大事に考えていますということが、審査の中で明らかに分かるような形にしてもらいたいと思います。

【安保部会長】

そうしましたら、配点バランスとしては、事務局案のとおりとし、児童館の審査において、児童館に対する考え方について丁寧に審査を行うということでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、配点バランスは事務局案のとおりとすることを確認させていただきました。続いて、募集要項（案）の審議を進めたいと思います。

まず、保護者意見の中で、移管後の運営に係る基本事項ではありませんが、法人の運営実績について、御意見をいただいております、この点から審議していきたいと思いますので、事務局から読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

では、資料2を御覧ください。

該当するページは8ページになろうかと思います。

「7-1. 法人等の運営実績について」を御覧ください。

今回提示された「募集要項（案）」では「京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること」とあります。しかしながら、これでは認可保育所の運営経験を持たない法人や乳児保育の経験をもたない法人等でも応募できることになり、保護者としては強い不安を感じます。

また、市営保育所の保育を引き継ぐことが民間移管における大前提である以上、そもそも認可保育所の運営経験を持たない法人等が認可保育所の保育を引き継ぐことが出来るという想定自体に無理があります。

さらに、運営実績についても問われないことから、運営経験の極めて浅い法人等でも応募することが可能という点も、保護者の不安や反発が大きいところです。

下京区の京都市崇仁保育所では、認可保育所運営経験2年未満の法人が移管先に選定されたため、保護者の9割が撤退を求める要求書に署名したり、転園を選択せざるを得ない保護者がたくさん出て在園児が大きく減ったりしたと聞いています。

私たちは、そのような混乱を聚楽保育所においても繰り返すべきではないと考えます。これに対し、京都市は「民間移管においては、「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており、経験年数にかかわらず、内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えています」、「これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があ

り、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えられる」といった説明を行っていますが、後述するように現状の「募集要項（案）」における「移管後の運営に係る基本事項」自体が市営保育所の保育を引き継ぐ上で不十分であり、また、それに基づいた「引継ぎ・共同保育」についても課題が指摘されることから、こうした説明自体がいずれも根拠希薄で、保護者の不安に応じているとは言い難いものです。

なお、他の自治体での公立保育所民営化においては、認可保育所もしくは保育所型認定こども園、認可保育所から移行した幼保連携型認定こども園を運営している法人等にのみ応募を認める、数年以上の運営実績を持つ法人等にのみ応募を認めるといった応募資格を設ける場合もあります。

しかしこれらについても、京都市は「他都市と本市が全く同じ条件で民間移管をする必要はない」といった理由により、そのような条件を設ける予定は無いと説明しており、保護者としては疑問や不安を抱かざるを得ません。

そこで、法人等の運営実績に関する以上のような保護者の意見・立場や不安を踏まえ、応募資格については、「認可保育所の運営経験を持たない法人等の応募を認めない」、「認可保育所の運営実績 6 年（一人の子について、0 歳から 5 歳までの保育を最低 1 度担当する年数）以上を条件とする」という条件に改めてくださいという御意見です。

【安保部会長】

資料 3 の募集要項共通編 4 ページの申請資格における(1)になりますが、「運営している者」という表現について、運営実績を加味し、申請資格を制限するという保護者からの御意見です。

この点について、御意見はございますでしょうか。

【岡委員】

認可幼稚園を運営されている法人が、認可保育園を運営されるケースはあるのでしょうか。その場合、スムーズな運営が行われているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

先ほどの保護者意見にもございましたが、崇仁保育所の移管先となりました（福）錦会につきましては、もともと母体である法人が幼稚園を運営されていたといった状況がございます。そういった保育所につきましては、現在、（福）錦会を含めて市内に 16 箇所あり、また、幼稚園型認定こども園を運営されている法人についても、市内に 10 弱ございます。認可幼稚園を運営されている法人が保育園を運営される実績としては、一定ございます。

【山本委員】

保護者アンケートにおいて、他都市では運営実績を求めているとありましたが、保護者の不安に配慮したものではないのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

他都市のうち、大阪市や名古屋市等では、3年の運営実績を設けておられます。しかしながら、この2都市につきましては、移管後の引継ぎがなく、どちらかと言えば、移管後は法人に任せるということから、最初に運営実績を求めておられると考えており、本市としては、他都市とは違ったスキームの中で、移管後においても丁寧に保育を引き継ぐため、移管前の市職員を残しております。それぞれの都市の考え方がございますので、他都市とは方法が違うと考えております。

【土江田委員】

基本方針には、「募集に当たっては、私立幼稚園を運営する学校法人も対象に加えることとする」と記載があると思いますが、この点について、そもそも変更の余地はあるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本方針（改定版）には、今回の聚楽保育所も含めて民間移管するという方針を掲げています。これについては、認可幼稚園を運営する学校法人も申請資格とするという方針を発表しており、基本的には、方針に従って進めていくというのが本市の考えでございますので、変更は難しい状況と考えております。

また今回、選定部会に対しまして、移管先法人等の募集要項、選定基準及び移管先法人等の選定につきまして諮問させていただいております。現在、選定基準を含めた募集要項（案）について、御審議していただいております。聚楽保育所移管先法人等の選定におきましては、これまでからも課題がありますが、現在の募集要項（案）につきましては、基準を引き下げるのではなく、課題や保育を取り巻く状況を踏まえ、保護者の意見を参考としたうえで、本市としては、多くの法人に応募していただける明確な募集要項になるよう審議していただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

【安保部会長】

委員からの質問に対して、事務局から説明していただきました。申請資格において、認可保育所の運営実績を入れるかどうか、御質問された委員の御意見はいかがでしょうか。

【岡委員】

認可幼稚園の運営から認可保育園の運営をされている法人がすでに10数箇所あるということをお聞きしましたので、申請資格としては、幼稚園があってもよいと思います。

【安保部会長】

ほかにございませんか。

【川北委員】

保護者の不安を考えますと、例えば、運営実績に応じて引継ぎ・共同保育の期間を延長するということはできないのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

現在、移管後の引継ぎ・共同保育につきまして、市の保育士が残っていますが、引継ぎ状況を踏まえて、順次引き上げているような状況です。元副所長については、1年間残っておりますが、その他の保育士については、中には1～2名が1年間残ることがあるものの、引継ぎ状況によって異なっております。

仮に、乳児保育経験のない幼稚園が移管先法人となった場合、引継ぎ・共同保育の中で十分に伝えていく必要がございます。乳児クラスにつきましては、比較的早い段階で引き上げている状況ではございますが、その点について、最大1年間残る形で引継ぎを行うことは可能です。ただし、現時点で残る人数を明記することは困難と考えます。

実際には、乳児保育所の移管を実施した際にも、繰返しになりますが、1年間残ることによって引継ぎを行った事例もございます。移管前の期間も大切ですが、まずは、保育の状況を見ながら、丁寧な引継ぎを行う必要があると考えております。

【川北委員】

十分な引継ぎが行われる期間を適切に見極めていく必要があるだろうと思います。

【安保部会長】

移管後、移管前の副所長とクラス担任が残っておられますが、その法人の実績や引継ぎ・共同保育の状況を見極めて、移管後も残るべきところでは残っていただいていると思いますので、申請資格の要件としては、今までどおりでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

申請資格の要件は今までどおりとすることで確認しました。

続いて、もう一つ申請資格の部分で、保育士の平均給与や平均勤続年数等についても、要件を設けるといった御意見をいただいておりますので、事務局において読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

引き続き、9ページの「7-2. 平均給与、平均勤続年数及び離職率について」でございます。

上述の通り、保育の質を担保し、子どもの権利を保障するためには何よりも知識や経験に裏打ちされた専門職としての優秀な保育士の確保と、十分な人員配置が必要で

あり、そのためには十分な人件費を投入して保育士の労働条件や処遇の改善に力を入れることが求められます。

市営保育所については元々、「民間保育園と比べて高コスト」とされており、その「コスト」の差が主として「公民の平均給与格差」に基づいて説明されてきた（「基本方針」）ことから明らかなように、その労働条件や処遇に十分に力を入れてきたと考えられます。

そのため、市営保育所である聚楽保育所の保育を引き継ぐ上では、労働条件や処遇において、少なくとも京都市の民間保育園の平均値以上であることが求められるのではないのでしょうか。

以上から、法人等の応募資格として、補足資料にあります「直近 3 年間の運営実績において以下の条件を全て満たすこと。①保育士の平均年収が 468 万円以上であること、②保育士の平均勤続年数が 10.1 年以上であること、③保育士の離職率が 8.2%以下であること」でございます。

【土江田委員】

移管後の職員の平均給与や平均勤続年数及び離職率について、把握されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

勤続年数につきましては、何年という条件が移管後の運営に係る基本事項にございますので、把握はしておりますが、給与や離職率につきましては、民間移管担当のほうでは把握しておりません。

【安保部会長】

保護者の御意見としては、勤続年数、平均年収等を一定の質の目安・基準として用いて、申請資格に反映させるというものだと思いますが、川北委員いかがでしょうか。

【川北委員】

京都市の公営保育所の保育内容や保育体制を引き継ぐことが第一かと考えています。京都市の保育のガイドラインに沿った理念や目標がしっかりと守られていくかどうか重要だと思っています。それに対し、おそらく保護者の皆様は働く環境が十分に整っていないといけないという考えから、経験年数について不安を感じておられ、要望を出されていることと思います。その点は重々理解したうえで申し上げますが、こういった要件に年数を細かく記載することは、かえって得策ではないと考えています。これまで色々な保育所や卒業生をみてきましたが、必ずしもこれだけの年数働いたからこれだけの力があるというわけではないので、年数で制限してしまうと、年数については基準を超えているが、保育の質は良くなかったといった事態が懸念されるかと考えています。京都市の保育理念や目標、保育の内容を引き継いでいく、移管後の保育園でいかしていくといった点について、もう少し別の観点から考えていきたいと思っています。

【安保部会長】

聚楽保育所の保育を引き継いでいただくことに主眼を置くというところについては、移管後の運営に係る基本事項においても、今までからも議論してきたところです。

申請資格において、平均給与や平均勤続年数等について、条件を設けることについては、今回は採用しない形でよいかと考えておりますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、申請資格の項目では、平均給与や平均勤続年数等は条件として採用しないこととします。

次に移管後の運営に係る基本事項に進みます。前回、施設長及び保育士の項目については、慎重に検討する必要がございましたので、今回に議論させていただくこととしておりました。

委員の皆様も検討してきていただいているかと思いますが、まず、施設長の要件について、保護者の御意見と理由を事務局から読上げをお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

資料2の2019年8月5日付資料として出されている保護者意見書の対比表を御覧いただきたいと思います。

対比表2ページでございます。

変更理由の中に保護者案もございますので、そちらを読み上げさせていただきます。

「認可保育所での常勤保育士としての経験33年以上（少なくとも24年以上）」

原案では、認可保育所の経験が3年しかない人でも、また認可保育所の施設長の経験が無い人でも園長になれることとなります。保育と無関係の「社会福祉事業の経験」も含まれることとなります。また「認可保育所での保育経験12年以上」という条件も、保育経験の内容が曖昧で、例えばアルバイトを3年、派遣で6年、残りの3年はフリーで担任を持ったことがない、という人でも条件を満たすことになり、到底受け入れられません。

市営保育所における所長の平均勤続年数は約33年です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、市営保育所の所長の平均勤続年数以上の経験を求めます。また、国内の民間の保育所において、園長の平均勤続年数は約24年であるため、少なくともこちらの平均勤続年数は適切な民間保育園の運営に必須の条件となります。

そのため、移管後の園長については、基本的に市営の所長と同等の経験年数以上とし、少なくとも民間保育園の園長と同等の勤続年数を条件とします。その際、パートやごく短時間の補助的勤務について、担任としての勤務と同様に扱うのは不適當ですので、ここでは常勤保育士としての経験を求めます。

「保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験5年以上」

無責任な応募とならないように移管先法人においての経験と実績がある人物を園長として配置する必要があります。

以上です。

【安保部会長】

施設長の要件について、現状の要件から変更するかどうかという点でございます。この点について、御意見をいただきたいと思います。

【岡委員】

施設長の能力として、必要なものは何なのかということを考えました。私自身は保育所ではなくて申し訳ありませんが、障害者の事業所の理事として、20年近く運営に携わっています。その経験から申しますと、子どもをみる力だけでなく、まず財務について一定の理解が必要であり、労務管理も理解していただきたいと思います。加えて、関係機関との連携が重要になると思います。公的な機関もたくさんあり、小さな機関で言えば町内会などと上手に関係を築く力が必要であり、また、別の事業所とも上手に連携し、情報を仕入れてくる力、良いアイデアを吸収してくる力、逆に発信する力も重要になると考えております。そう考えると、保育士一筋もよいと思いますが、社会福祉事業、例えば老人福祉施設や養護施設色々あると思いますが、それらの経験が役に立つとも思います。ですので、保育所での保育士一筋何十年という力だけではないところもみる必要があると思っています。ただし、保護者の方がおっしゃられるように保育所経験については、何年も派遣という方もいらっしゃいますので、常勤でという文言は追記する必要があるのではないかと思います。

【山本委員】

アルバイト経験のみ12年の方が施設長になられるのは、私も保護者として心配だと思いますので、常勤での経験に限定した方がよいと思います。

【土江田委員】

先ほど岡委員がおっしゃったことは、日頃から思っていることであり、必ずしも保育所の施設長としてだけではなく、一つの組織をマネジメントする方の能力については、現場での経験から学ぶものだけではないと考えています。

特に日本では、プロ野球球団の監督あるいは社長がプロ野球の経験がないといけなといったことがよく議論されていますが、諸外国ではマネジメント力だけを評価されて就任されることがあります。当然、一定の現場を知らないということについて保護者の方が不安に感じられることは理解したうえでの意見ですが、若い方でも意欲のある方はいらっしゃると思います。一定の経験のもとで登用し、マネジメントあるいは新しい保育や保護者の方が安心される保育を進めることのできる若い先生もいらっしゃると思いますので、経験だけで一定の割合を決めてしまうことには賛成できないです。

【川北委員】

数字については、先ほど同じ意見ですが、常勤で責任のある立場として務めているという一定条件は必要であると思っています。しかし、例えば市営保育所所長の33年では、移管後数年で定年を迎えられることになってしまいますので、逆に望ましくないと思います。そのうえで、園長業務を担うだけの能力を持っているかどうかについては、やはり移管先法人が判断し、園長として任命されると思いますので、我々としては、審査において十分に確認していかないといけないだろうと考えています。

【安保部会長】

委員には、これまで検討してきていただいたことを述べていただきました。

経験については、常勤としての制約を設けるという御意見が多かったと思いますので、現在の条件において、経験については常勤を付与する形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、施設長の項目につきましては、現在の条件に対し、アルバイト等ではなく、常勤としての経験年数とするという形で変更したいと思います。

次に保育士の項目になります。こちらについても、保護者から御意見をいただき、理由も詳しく記載していただいておりますので、事務局から読み上げてください。

【村上公営保育所業務推進課長】

保育士の項目につきましては、非常に多岐にわたりますので、途中で区切りながら審議をしていただきたいと考えております。

それでは、読み上げさせていただきます。

原案では、例えば保育士が全部で13人として、移管先法人での経験7年以上の保育士を3名（うち1人は乳児保育経験あり）、経験5年以上を2名（いずれも乳児保育経験あり）、未経験の新卒を7名、という構成でも基本事項の条件を満たすことになりますが、保育体制としてはあまりにも不十分です。

また、法人での経験が7年以上あれば主任保育士をできることにはなりますが、あまりにも経験不足といえます。

4ページに移っていただきまして、

「以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す」

パートや非正規での補助的な業務と、常勤の正規職員とでは経験の質や責任が異なるため。

「全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均16年以上（少なくとも10年以上）」

市営保育所の保育の質は教育・研修とともに、経験に裏打ちされたものであるため、その継承を前提としたとき、保育現場に入る保育士には十分な経験年数が必要とされます。市営保育所の職員の平均勤続年数は約16年です。したがって移管において、

市営の保育を継承するためには同程度の勤続年数が必要です。また、保育の質を維持するためには、最低でも、京都市内での民間保育園の平均勤続年数約 10 年は必須条件です。これは、移管に際しては、保育環境が急変し不安定になる子どもへの適切な対応であり、通常の民間園での保育よりも難しい状況となるためです。

「主任保育士として、経験年数 29 年以上（少なくとも 21 年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が 5 年以上の保育士を 1 名以上」

原案では主任保育士についての条件が明記されていませんが、移管先法人には責任をもって経験と実績のある主任保育士を配置してもらう必要があります。民間園での主任保育士は、市営保育所での副所長に相当します。市営保育所における副所長の平均勤続年数は、29 年です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、同程度の勤続年数が必要となります。最低でも、国内の民間保育園における主任保育士の平均勤続年数 21 年が、適切な移管には必須です。

ここでいったん切らせていただきたいと思います。

【安保部会長】

乳児保育のところで切っていただいたのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

その前です。

【安保部会長】

主任保育士のところで切っていただいたということですね。

ここまでのところで御意見をいただきたいと思います。委員の皆さんもトータルで考えてきており、保育士の項目につきましては、各条件で重なる部分があり、個々に区切ることが難しいかと思います。

【村上公営保育所業務推進課長】

それでは、新規項目までのところで残り 4 つありますので、4 つ読み上げましょうか。

【安保部会長】

はい、読み上げていただけますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

5 ページになります。

「保育士等として経験 15 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 8 年以上の保育士を 3 名以上（うち 1 名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士）」

指導的立場を担う職員として、階層別研修の中堅Ⅱ保育士研修の対象職員の経験年数が 15 年であることから、中堅職員としての条件として経験 15 年以上を求めます。

経験年数 15 年は仮に初年度から担任を受け持ったとして、0～5 歳児までの各クラスを 2 巡半する程度の経験であり、妥当な経験年数といえます。クラス担任として勤務し、同時に若手への指導的立場を担う中堅職員としての条件に当たることになります。そのため、移管先法人等からの派遣が不可欠であり、かつ移管先法人での十分な勤務実績が必要です。

加えて、中堅職員の少なくとも 1 名は乳児保育での指導的立場を担う必要があるため、乳児保育に関する適切な経験（その基準として、1 名以上は保育士等キャリアアップ研修において乳児保育分野の研修を修了していること）を求めます。

「保育士等として経験 7 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 4 年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち 4 分野以上を修了した保育士を 1/3 以上」

7 年を基準とし、キャリアアップ研修を条件とすることについては厚生労働省が示すキャリアアップの仕組みを参照のこと。

担任予定者（又はフリー）として引き継ぎを受けることになります。なお、経験 7 年は 0～5 歳児の各クラス担任を一巡できる程度の年数である。市営保育所では 8 年目に中堅研修を受けることになっており、保育士の経験としては中堅に至らない程度であるが、中堅保育士のフォローを受けながら保育を行うことになります。

厚生労働省のモデルでは、園長、主任保育士を除いた保育士の 1/3 がこの条件に該当する保育士であることが適当とされていることから、移管後の保育所でも、モデルに沿った人材の配置の実現が必要です。

「0 歳児、1 歳児、2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を各年齢ごとに 1 名以上ずつ」

0 歳児から 2 歳児では、保育内容が異なり、ひとまとめに「乳児保育」とするのは乱暴な議論であるため、それぞれについて経験のある保育士を確保する必要があります。また、経験の質としては責任ある立場での経験が求められるため、担任としての経験が必要です。また、経験のみに偏らない資質が求められるため、客観的な基準として、キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了していることが求められます。0～5 歳児の各クラスの担任予定者として引き継ぎを受けることになります。

「障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり、かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を 2 名以上」

市営の障害児保育を引き継ぐには、重い障害のある子どもの保育を責任ある立場で経験した保育士の確保が必要です。また、担任として責任ある立場である程度長期間担当した経験が必要となります。また、研修を通じて客観的に自身の経験を振り返る必要があるため、経験の客観的な基準として、キャリアアップ研修の障害児保育分野の修了を条件とします。

以上です。

【安保部会長】

保育士の項目の条件としての御意見を読み上げていただきました。

御質問等ございますか。

【安保部会長】

キャリアアップ研修について、現時点で、京都市の民間保育士は、どの程度修了しているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

平成29年度から開始した制度であり、平成30年度末の実績として、約1,300の修了証を発行したと聞いております。

【川北委員】

まだまだ少ない状況ですね。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうです。8分野全て合わせて約1,300です。

例えば、4分野を修了している副主任級について、約250園ほどが受講されて処遇改善加算の対象となりますので、それだけで約1,000の修了証が発行される計算になります。京都市内におきましては、キャリアアップ研修は、これから修了者が増えていくものと考えております。

【川北委員】

キャリアアップ研修については、保育士の質の向上と処遇改善につながる制度ですが、現在進行中であり、村上課長に御説明いただいたとおり、京都市においても修了数の実績が思っていたよりも少ないので、現時点において条件として設定することは難しいのではないかと思います。

【安保部会長】

キャリアアップ研修について、御質問と御意見をいただきました。順番に伺った方が良いかと思いますので、山本委員はいかがでしょう。

【山本委員】

キャリアアップ研修についてでなくても大丈夫ですか。

【安保部会長】

それぞれ考えてきていただいているかと思いますので、御自分の問題意識に基づいて御意見いただければと思います。

【山本委員】

保育士13名のうち新卒が7名では、保護者として不安があるので、そうならないようにできないでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

現行の案では、保護者の方がおっしゃるように2／3が新卒でも問題ないということになりますので、事務局としても、そうならないように何らかの条件を設定すべきと考えています。

【安保部会長】

新卒の保育士の割合を一定以下にするであったり、経験1年以上の保育士を何割以上配置するであったりといった条件を追加することについて、山本委員から御意見をいただきました。土江田委員はいかがでしょう。

【土江田委員】

施設長の項目でも出ていました経験年数あるいは勤続年数は、おおよそ同様の意味になると考えて間違いないのかもしれませんが、保育の質の維持という観点から、例えば市営保育所での実際の保育で御説明していただくことは難しいのかもしれませんが、経験年数と保育の質の維持についての相関関係はどのように考えられているのでしょうか。目安になるモデルなどはあるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

非常に難しい問題であり、具体的な例はお示しできませんが、例えば、移管後に残る保育士につきまして、複数担任であれば、どちらかが残る形になります。その場合、必ずしも勤続年数の長い者が残っているというものではありません。現在でも、4年目の職員が残って保育を伝えているといった状況もございます。一概に経験年数で考えるわけではなく、そのときの保育の状況によって異なると思います。

我々としては、全体として意欲のある法人のもと、その意欲が保育士一人ひとりに伝わっている状況での引継ぎが重要であると考えています。

【安保部会長】

岡委員には、障害児保育の部分については、後で御意見を伺いたいと思いますが、それ以外について、いかがでしょうか。

【岡委員】

障害児保育を主として考えてきましたので、すみません。

【安保部会長】

かしこまりました。

これまで出た御意見として、キャリアアップ研修については、要件にするには施行してから日が浅く、要件には難しいというものがありましたので、キャリアアップ研修は要件としない形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、キャリアアップ研修は要件にしないことを確認しました。

また、山本委員からは、現行の要件では、13名の保育士のうち新卒が7名でも基準を満たす形になってしまうので、新卒を●割以下にするであったり、1年以上経験のある者を●割以上にするであったりといった条件設定が必要ではないかという御意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

要件として、たとえば新卒の保育士を1／3を超えないであったり、半数を超えないであったりという形になるでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

現実的には、半数でも非常に多い印象です。もう少し低い設定にすべきかと思います。

【安保部会長】

1／3を超えないといった条件でしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

そうですね。現実的には、その程度の条件を設定し、2／3が新卒になるケースを防ぐべきかと思います。

【安保部会長】

新卒が1／3を超えないといった条件か、1年以上経験のある保育士を2／3以上といった条件のどちらかで、いかがでしょうか。

【土江田委員】

新設園を運営されるわけですので、法人としては、何らかの形で保育士を増員されることになると思います。増員に当たって、新卒の保育士を一定採用されると思いますが、昨今では人手不足が深刻な状況ですので、一定の条件は必要だと思います。しかし、経験年数だけを肯定するものではないと思いますが、やはり新卒の割合が多いことが不安であるという意見は非常に理解しやすいです。やや厳しめかもしれませんが、1／3を超えないといった条件を設定すべきだと思います。

【山本委員】

新卒は1／3未満であれば構わないといった条件にしていきたいと思います。

【川北委員】

現実的には、1／3でもあり得ない、1／3が新卒では、園運営が上手くできないと思います。逆に、主任保育士など新卒を指導できる保育士がどれだけ揃っているか、

新卒以外の保育士について、どのような年齢構成であるかが大事になると思います。

また、1年以上という条件について、1年経験したからと言ってどれだけ実力が付いているかという問題もあります。確かに1年間保育を経験して、流れをつかめているということで、新卒と1年経験した保育士とでは違いがありますが、敢えて1年以上という条件を付けるほどの差はないと思います。1／3が新卒でも、園運営としてはあり得ないと思っています。

【岡委員】

今の川北委員の御意見を踏まえると、1／3よりも低い条件で数値を明確化することでしょうか。

【川北委員】

数値では表現しにくいです。1／4であれば、適切に運営できるのかというところでもない気がします。

【土江田委員】

今回は、●年経験のある保育士を1／●以上といった条件を付けるかどうかになりますが、評価項目として、ベテラン・中堅・若手のバランスを配慮して審査します。例えば、先ほどおっしゃったように1／3を新卒で確保するようなモデルで申請書類を提出された場合、我々としては、保育の質を維持できないと考え、高評価をしないと考えられます。必ずしも数字で表すことが難しいということであれば、審査において、反映させることも可能かと思います。もし数字で表す場合、1／3あるいは1／4もしくは2割以下といった記載になると思いますが。

【安保部会長】

基本事項ですので、条件は明確にする必要があります。

職員配置の項目については、4点満点で評価し、検討しているところですが、保護者の御意見としては、基本事項としての条件にして欲しいという御要望だと思いますので、新卒は1／3以下とするという条件にすれば、新卒が7名という状況は回避できますので、そのような表現で条件設定したいと思います。記載の表現については、後で再検討するとして、とりあえず新卒は1／3以下とするといった条件を設定する形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

続いて、経験について、内容を問わない形になっている点に対して御意見をいただいているところです。

経験年数について、常勤とするなどが考えられますが、川北委員いかがでしょうか。

【川北委員】

基本的には常勤かつ正職員としての経験年数であると考えておりますが、非正規職員が補助的な業務になっているかという点と決してそうではないと思います。例えば、保育士資格しか持っていない方が幼稚園教諭の免許取得に係る講座等を受講する場合、常勤で務める形になっていると思いますので、常勤ということが大事かと思えます。

【安保部会長】

経験年数を常勤換算でカウントするという意見かと思いますが、いかがでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

常勤と常勤換算のどちらでしょうか。

【川北委員】

非正規職員も含めるかという意味ですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

川北委員からは、常勤・正職員ともに大事であるが、非正規職員の方でも保育業務を担われているといった御意見をいただきました。非正規職員の取扱いをどうすべきかという点が1点ございます。また、常勤と常勤換算とでは少し意味合いが違い、例えば、週4日勤務されている方について、常勤換算すれば、1年数箇月勤務しなければ、1年経験したことにならないと思います。一定の日数で常勤に換算するのか、それとも常勤での勤務のみに限定するのか、この点が曖昧になっているかと思いましたので、確認させていただきたいです。

【安保部会長】

常勤換算の意味で解釈してしまいましたが、川北委員いかがでしょうか。

【川北委員】

望ましいのは常勤かつ正規職員という文言かと思いますが。

【土江田委員】

他も難しいと思いますが、特にこの問題は難しいと思います。京都市でも、非正規職員の割合が高いと思いますが、かと言って行政の質が落ちているのかということではないと思います。

やはり保護者が特に望まれているところは、ある程度責任ある立場での経験年数であると思いますが、例えば、日数としては常勤であるものの、年単位の有期雇用で働き、長年にわたって更新して働いていらっしゃる方もおられます。そういった方でも責任を持って意欲的に働いていらっしゃる方は多いと思います。条件で制限しようとするならば、日数や経験年数でしか制限できないと思いますが、正規・非正規など細かく

規定すると複雑になり過ぎると思いますので、やはり安保部会長がおっしゃったように常勤換算で良いのではないかと思います。

【岡委員】

適切な表現が見つからないのですが、常勤換算の方が現実的かと思います。

【山本委員】

岡委員と同様に、常勤換算が望ましいと思います。

【安保部会長】

川北委員はお悩みかと思います。経験年数の計算方法については、他の委員の御意見を踏まえ、一旦常勤換算とし、再度確認する形にしたいと思います。

続いての御意見として、乳児保育でございますが、こちらも経験について、色々御意見をいただいています。現状では、少しでも経験があれば、乳児保育を経験したことになりますが、この点はいかがでしょうか。

【川北委員】

乳児保育については、非常に大事な項目であると思います。乳児保育の経験がない法人でも申請できることにした以上、ここは非常に大事であると考えます。乳児保育経験のある保育士について、常識ではありえないと思いますが、1日でも経験と認めてしまうような表現は避けたいと思います。

【安保部会長】

乳児保育の経験としては、少なくとも1年以上という制限を設ける形でいかがでしょうか。現状の案では、1日でも1箇月でも経験があると読めてしまいます。そういった解釈をしていただかないために、少なくとも1年以上という制限を設ける形よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、そのような表現を追加したいと思います。

次に、岡委員からは後ほど御意見をいただくということにしました障害児保育について伺いたいと思います。

【岡委員】

いくつかの保育園を見学させていただいた経験のみをもって申し上げるわけではございませんが、区分1又は区分2の重い障害児が必ずしもすべての市営保育所に在籍しているわけではなく、年によっても違うと思います。

また、担任として身体障害者の保育を経験したとしても、翌年には、発達障害や重

度の自閉症の子どもを保育するといったこともあると思いますが、その場合、また1から学び直すことになります。障害は非常に幅広く、障害特性が違うと対応の方法も変わってきますし、コミュニケーションの方法も変わってきます。やはり1から学びなおさなくてはいけないことになります。

大事なことは、最初に経験があるか資格があるかといったことではなく、どのような研修をしていくかであると思います。キャリアアップ研修の障害児保育分野について、現状では、キャリアアップ研修がさほど浸透していないということであれば、条件として設定するのではなく、当分の間に修了するといった形で義務付けるのはどうかと思います。良い障害児保育をされている保育園について、もちろん担任保育士が保育されると思いますが、実際には若い保育士と一緒にいて、分からないことをすぐに聞ける体制ができており、保護者に対しては、経験豊富な保育士が対応し、関係機関との連携が十分にできていると思います。

ですので、保護者案のような条件までは必要ないのではないかと思います。

【安保部会長】

要件としては、保護者案は採用せず、当分の間に受講する研修を指定するということでしょうか。

【岡委員】

そのとおりです。キャリアアップ研修に限らず、公的私的を含めて研修を積んでいただきたいです。

【安保部会長】

表現は検討が必要になりますが、職員の育成の項目において、障害児保育の研修を重視し、研鑽に努めるといった文言を入れるという御意見をいただきましたが、よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、事務局から読み上げていただいた項目の中で、ほかに御意見はございませんでしょうか。

【山本委員】

市営保育所では、障害児保育を担当する場合、どのような考えで保育士が配置されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

先ほど岡委員からもありましたように、経験した保育がそのまま生かせるというわけではございません。どちらかと言えば、他機関との連携が非常に重要になり、区分

1 及び区分 2 の身体障害の重い方が来られることもありますので、ある程度保育経験のある保育士を実際に配置していますが、市営保育所の中では、障害児保育経験が何年といった考えはしておりません。

【安保部会長】

現状も踏まえ、要件には採用しないこととします。

保護者の御意見の中で取り入れるものとしては、新卒の割合、経験年数についての常勤換算、乳児保育の経験は1年以上とすること、障害児保育は研修に盛り込むということにします。他に御意見はございませんでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

経験年数については、考え方があるかと思いますが、主任保育士の要件を定めるかどうか確認が必要かと思います。原案では、経験 10 年以上又は法人が運営する園での経験が7年以上の保育士の中から主任保育士として配置していただいている状況でございますが、新たに主任保育士の要件を設けるのか、現行のままにするのか確認が必要かと思います。

【安保部会長】

主任保育士は、保育園にとっても大切な立場でございますので、その点について確認したいと思います。保護者の御意見を踏まえ、現状の案に加えて記載するかどうかになりますが、川北委員はいかがでしょうか。

【川北委員】

主任保育士もしくは副園長としての立場の方は必要と考えています。経験年数と言うよりは職責が果たせるかどうかの判断になろうかと思います。移管先法人での勤務経験について、学生に常々伝えていることとして、この職種はどこの園で働いても、通算のキャリアになります。A園で5年働けば、5年のキャリアになり、B園に移ったとしても5年の経験に加えてという計算になるといった考えですので、必ずしも移管先法人での勤務経験は重視しません。

【安保部会長】

今のままの条件で問題ないという趣旨の御意見だったと思いますが、他の委員も含めてよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、主任保育士としての条件は追加しないことを確認させていただきました。

事務所で読み上げていただいた項目について、ほかに御意見がなければ、新規として御意見をいただいている部分に進みたいと思います。時間がきておりますが、事務

局から読み上げていただけますでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

いずれのクラスも複数担任制として配置すること

市営保育所では、年度途中での入所に対応できるように職員が配置されている、もしくは加配を受けられる体制となっています。この職員の余裕のある配置が、保育の質の向上にもつながっていると考えられます。このような、市の保育を継承するため、職員の余裕ある配置としてすべてのクラスにおいて複数担任制とします。また、複数担任制とすることで、年度途中の保育士の自己都合退職や産休等にも対応することができます。

移管初年度は、全保育士の経験年数を3年以上とし、新卒職員を配置しないこと

保育所の移管後は、職員が全員入れ替わることとなり非常に保育が不安定になります。そのため、移管初年度は全員を保育経験者とし、新卒職員を配置することを避けていただきます。このことで、新卒職員への指導に関する職員負担を軽減することができます。

常勤保育士については、正規職員として確保すること

派遣や非正規雇用などの不安定な雇用では、保育の安定が図れず、短期間での離職や職員のモチベーション低下など保育を受ける子どもへの不利益が予想されます。正規職員として確保することで、実践される保育の質が改善されます。

保育士等キャリアアップ研修の8分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していること

移管後の保育で生じる様々な課題に対応するため、保育士等キャリアアップ研修の全ての分野の研修を、いずれかの保育士が修了する必要があります。

移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと

加えて、現在の聚楽保育所の保育の質を担保するということから、現在の聚楽保育所の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないことが必要です。

現在法人が運営する既設の保育所と移管を受けた保育所において、移管前年度までに勤務し移管年度に在籍している保育士を均等以上に配置すること

法人等が無責任な申請（応募）を行うことがないように、移管先法人において勤務経験のある職員を派遣してもらう必要があります。

また、新規採用の職員が多くなると職員間の連携が取れず、保育が不安定となり、子どもの発達に影響が及ぶとともに、自己の危険も高まります。

そもそも、法人の選定について実地審査があり、法人の既存の保育所が審査されます。その保育所の保育が適当であると判断されて法人が選定されますので、移管された保育所においても同様の保育が受けられるべきであり、それを担保するには、既存の保育所の保育士が必要です。この項目がなければ、実地審査において、いかに良質な保育の現場を示したとしても、移管後の保育所において、その良質な保育の経験を持たない保育士による保育が実施されることになります。その場合、実地審査の意味はなくなります。

以上です。

【安保部会長】

それでは、順番に検討したいと思います。

まず、いずれのクラスも複数担任制として配置することについて、今の聚楽保育所はどうなっておりますでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

市営保育所では、複数担任制が多いですが、聚楽保育所においては、5歳児が1名担任となっております。

【安保部会長】

聚楽保育所の現状をお聞きしましたが、土江田委員いかがでしょうか。

【土江田委員】

民間園と市営保育所では、職員の配置基準は同じだと思いますが、市営保育所の場合、余裕を持った職員配置が実際になされているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

土江田委員のおっしゃるとおり公営でも民営でも配置基準は同じです。余裕のある配置とはなっておりませんので、年度途中の受入れについては、正規職員の配置はなく、アルバイト職員を採用できれば、受入れが可能になるという状況でございます。必ずしも余裕のある体制ではございません。

【安保部会長】

現状でも、複数担任ではないクラスもあるということです。いずれのクラスも複数担任として配置することは難しいのではないかと思います。条件としては採用しない形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、条件として採用しないということで確認いたしました。

次に、移管初年度は、全保育士の経験年数を3年以上とし、新卒職員を配置しないことという御意見をいただいております。理由についても読み上げていただきましたが、先ほどの議論において、新卒職員の上限を設定するというので、御確認いただいたと思いますので、この条件は採用しない形でよろしいでしょうか。

ただし、1／3という表現については、再検討させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次に、常勤保育士については、正規職員として確保することという御意見をいただいております。

この点については、川北委員いかがでしょうか。

【川北委員】

私は、正規職員として働くことが望ましいと思いますが、正規職員でなければ、保育の質が落ちるかと言うとそうではないと考えています。現状を確認しながらということになると思います。

【安保部会長】

常勤保育士については、正規職員として確保することという条件としては、採用しないことでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

次にまいります。

保育士等キャリアアップ研修の8分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していることという御意見です。先ほどの議論において、キャリアアップ研修については、施行後年数が経過していないこと、修了数が少ないことを鑑みて、条件としては採用しないことで確認させていただきましたが、市営保育所の保育士については、どの程度受講されていますでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

前回の選定部会において、市営保育所の状況を御確認いただきました。現在、市の保育士は、キャリアアップ研修対象の研修を受けることはあっても、パスポートを発行していない状況ですので、市営保育所の保育士は1人も修了していないという状況です。

【安保部会長】

キャリアアップ研修の受講については、条件として入れないということで再確認させていただきます。

続いて、移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないことという経験年数の制限を設ける件について、いかがでしょうか。

【土江田委員】

実際問題として、市営保育所の保育士の方は経験年数が長いという状況がありますので、現在の聚楽保育所の経験年数を下回らないという条件を設定する必要はないと考えています。

【川北委員】

土江田委員の御意見と同様に、条件として設定することについては、現実問題として難しいと思います。

【安保部会長】

ほかに御意見なければ、要件として入れないということによろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

要件として入れないことを確認させていただきました。

次に、現在法人が運営する既設の保育所と移管を受けた保育所において、移管前年度までに勤務し移管年度に在籍している保育士を均等以上に配置することという御意見をいただいています。

実際に移管されれば、一定の職員は聚楽保育所に異動されることもあろうかと思えます。そのうえで、そのような条件を設けることについては、いかがでしょうか。

【土江田委員】

均等という表現について、例えば、1園しか運営されていない法人では、経験年数のバランスが上手く取れないのではないかと思います。

これまでの項目において、新卒に関する条件等を課してきていますので、この条件を設定する必要はないと思います。

【安保部会長】

一定の職員が異動されることは前提になっていると思います。そのうえで、条件として採用するには、明確性に欠けるため難しいと思います。移管後の運営に係る基本事項として規定する以上、明確にする必要があると思います。

審査において、既存園への影響についても評価させていただきます。法人が現に運営する園に影響が出ないような職員配置について、評価項目としておりますので、新規の条件として御意見いただいておりますが、採用しないということによろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、新規項目として採用しない形で確認させていただきました。

本日はここまでしか議論できませんでした。移管後の運営に係る基本事項に係る保育士の項目については、次回の最初に再確認させていただきたいと思います。

本日、最後まで検討ができませんでしたので、本来は今回までの審議となっておりましたが、再度部会を開催させていただくことをお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、再度部会を開催し、議論することにさせていただきます。日程については、改めて調整させていただきたいと思いますので、事務局で調整をお願いします。

次回につきましては、全部の事項の審議を終了したいと思いますので、委員の皆様におかれましては、さらに御検討を深めていただき、次回の選定部会に臨んでいただきますようお願いいたします。

ほかに御意見がなければ、本日の部会を終了したいと思います。事務局に進行をお返しします。

【天川保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和元年度第4回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。

なお、傍聴者意見票の記入に時間がかかる場合、会場外で記入できるよう机を用意しますので、速やかに御退出いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。